

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年4月7日（金）15時00分～15時50分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和 5 年第 4 回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 9 名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3 番 杉田委員、4 番 川名委員 にお願いします。

なお、第 4 条及び第 5 条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第 1 議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 を議題とします。

資料の 1 から 3 ページ、整理番号 1 から 8 について審議します。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 1 ページ、整理番号 1 所在地は 川名 頼朝免 778 番 1、登記地目、現況地目、共に田で 554 m<sup>2</sup> の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内小原にお住いの 90 歳の方、譲受人は市内安布里にお住いの 39 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模の縮小及び譲受人の要望によるため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け枇杷、ブリーベリー、みかんを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 2 所在地は 川名 頼朝免 779 番、登記地目、現況地目、共に田で 1268 m<sup>2</sup> の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内小原にお住いの 61 歳の方、譲受人は整理番号 1 と同じ市内安布里にお住いの 61 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模の縮小及び譲受人の要望によるため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け枇杷、ブリーベリー、みかんを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 3 所在地は 下真倉 彌治堀 325 番 3、登記地目、田、現況地目、畠で 1894 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都豊島区にお住いの 70 歳の方、譲受人は市内大網にお住いの 50 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で遠方に住んでおり、耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受けサツマイモ、ナス、キュウリ等を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 4 所在地は 沼 笹山 1777 番、登記地目、現況地目、共に田で 1123 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 74 歳の方、譲受人は市内館山にお住いの 60 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 5 所在地は 大網 大ミタ 399 番 1、登記地目、現況地目、共に畠で 266 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住いの 74 歳の方、譲受人は現在は東京都練馬区にお住いで、申請地の隣地に転入予定の 60 歳の方です。

事由としては、譲渡人は千葉市へ転出し耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、田舎暮らしをしながら農業をしたいとのことです。

整理番号 6 所在地は 稲 古屋敷 332 番外 2 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 6006 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内稻にお住いの 75 歳の方、譲受人は市内広瀬にお住いの 33 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 7 所在地は 安東 洞田<sup>ぼらだ</sup> 273 番 1 外 2 筆、登記地目、田、現況地目、畠が 641 m<sup>2</sup>、登記地目、現況地目、共に田が 1762 m<sup>2</sup>、合計 2403 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都杉並区にお住いの 71 歳の方、譲受人は市内安東にお住いの 58 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、採草及び水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 8 所在地は 神余 鴨田 20 番外 13 筆、登記地目、現況地目、共に田が 4512 m<sup>2</sup>、登記地目、現況地目、共に畠 1466.82 m<sup>2</sup>、合計 5978.82 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県横浜市にお住いの 80 歳の方、譲受人は現在は松戸市にお住いで市内神余に転入予定の 40 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、市内に移住し農のある暮らしを実践したいとのことです。

全ての案件について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 4 ページ、整理番号 1 について審議します。

主任主事

それでは、事務局より説明をお願いします。

資料の 4 ページ 整理番号 1 について説明します。  
所在地は 龜ヶ原 藏敷 70 番 2、登記地目、現況地目、共に畠で 371 m<sup>2</sup> の案件です。

申請人は市内亀ヶ原にお住いの 92 歳の方です。  
転用の事由及び施設は、亀ヶ原 70 番 7 に建設する分譲住宅のため  
進入路及び道路側溝を建設することです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農  
地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ  
ますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 4 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無につ  
いては、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されてお  
り、有りと判断します。

農地法第 4 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障につ  
いては、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第 4 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供  
する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年  
5 月 15 日に着工し、令和 5 年 7 月 31 日に完了予定となっていますの  
で、該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、公衆用道路及び道路側溝を建設するための  
申請になります。

3 番委員

3 番委員、ご意見等ござりますか。

議長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

該当地区の推進委員、意見等ござりますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

他の農業委員で、質問、意見等ござりますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号 1 についてお諮りいたし

ます。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の5から6ページ、整理番号1から7について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の5ページ、整理番号1、所在地は 那古 荒尾 1618番1、外1筆、登記地目、畠、現況地目、雑種地で合計 148 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は佐倉市にお住まいの45歳の方です。

転用の事由及び施設は、近くに父母が居住しており、帰省時や来客用の駐車場が不足しているため駐車場として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和5年4月30日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2、所在地は 正木 干潟 1166番2、登記地目、現況地目、共に畠で 330 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内八幡にお住まいの55歳の方です。

転用の事由及び施設は、建設業を営んでおり、業務拡大のため、現在の資材置場が手狭になってくるので、隣接する申請地を山林 52 m<sup>2</sup> (1166番3)と併せて、申請者が代表の会社に貸与し資材置場として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められる第2種農地が混在していると判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年

4月下旬に工事着手し、令和5年5月末日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3、所在地は亀ヶ原 藏敷70番7、登記地目、現況地目、共に畠で420m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内湊の法人です。

転用の事由及び施設は、持ち家志向の高い方や都会からの移住者の需要に対応するため、近年、住宅化が進んでいる申請地に、建売分譲住宅1棟を計画することです。

議案第2号に隣接する農地で、議案第2号の申請地が進入路となります。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年5月15日に工事着手し、令和5年10月31日に完成予定になりますので、該当しないと考えられます。

整理番号4、所在地は北条 北川井2173番6、登記地目、田、現況地目、畠で144m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内に正木にお住いの29歳と28歳のご夫婦の共有です。

転用の事由及び施設は、現在、アパート暮らしのため、持ち家に住みたく、隣接する雑種地と併せて専用住宅を建設することです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年5月15日に工事着手し、令和5年10月15日に完成予定になりますので、該当しないと考えられます。

整理番号5、所在地は沼 西ノ浜東802番2、登記地目、田、現況地目、畠で208m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内沼にお住いの37歳と44歳のご夫婦の共有です。

転用の事由及び施設は、現在、アパート暮らしのため、子供の成長により手狭になってきたので、専用住宅を建設することです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年6月1日に工事着手し、令和5年11月30日に完成予定になりますので、該当しないと考えられます。

整理番号 6、所在地は 下真倉 大坪 232 番 1、登記地目、田、現況地目、畝で 145 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉の法人です。

転用の事由及び施設は、落花生加工品の製造、販売、直売を行っているが、直売店の経営が順調で来客者が多く、駐車場が不足しているため駐車場として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 5 月 10 着工、5 月 30 日完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

資料の 6 ページ、整理番号 7、所在地は 犬石東蒲生 173 番 3 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畝で合計 581 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市川市の法人です。

転用の事由及び施設は、申請地の北側に（仮称）犬石圃場という体験農園（地目は山林）を造成しており、農園を有効利用するため、申請地を来場者、従業員用の駐車場として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 5 月 10 日に工事着手し、令和 5 年 6 月 30 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件において、農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

議 長

説明は以上です。

整理番号 1 については、駐車場 3 台を建設するための申請になります。

3 番委員、ご意見等ござりますか。

3番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号2については、貸資材置場を建設するための申請になります。
3番委員	3番委員、ご意見等ございますか。
3番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号3については、建売分譲住宅1棟を建設するための申請になります。
3番委員	3番委員、ご意見等ございますか。
3番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号4については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。
6番委員	6番委員、ご意見等ございますか。
6番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 5 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。
7 番委員	7 番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
7 番委員	整理番号 6 については、駐車場 9 台を建設するための申請になります。
議長	7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 7 については、駐車場 9 台を建設するための申請になります。
8 番委員	8 番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、整理番号 1 から 7 について一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求める。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の7ページから9ページ、整理番号1から15について審議します。

主任主事

整理番号1 所在地は、竹原 田辺前 3050 番 外1筆 地目は田で、合計面積 5,912 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 29,500 円、10a 当たり 4,990 円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和5年5月1日から令和9年4月30日までの4年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、八幡 上浜田 146 番 地目は田で、面積 1,121 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 30 kg、10a 当たり 27 kgです。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、高井 宿内 489 番 1 地目は畠で、面積 518 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10a 当たり 57,915 円です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、高井 宿内 490 番 地目は畠で、面積 3,061 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10a 当たり 9,801 円です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、上野原 天神 460 番 地目は畠で、面積 648 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10a 当たり 15,432 円です。貸付者は安布里にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、山本 弘房 162 番 1 地目は田で、面積 1,484 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 60,000 円、10a 当たり 40,431 円です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者も山本の方です。設定の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、八幡 上浜田 142 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,279 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 60 kg、10a 当たり 26 kg です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者も八幡の方です。設定の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 15 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、腰越 下ノ台 5 番 外 12 筆 地目は田で、合計面積 8,463 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 15 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、高井 下川 234 番 地目は畠で、面積 1,087 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10a 当たり 4,600 円です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も高井の方です。設定の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、畠 柚ノ木 165 番 1 外 2 筆 地目は田・畠で、合計面積 3,975 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は畠にお住まいの方、借受者は畠の法人です。設定の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、畠 上ノ塚 853 番 地目は畠で、面積 416 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 12,480 円、10a 当たり 30,000 円です。貸付者は畠にお住まいの方、借受者は畠の法人です。設定の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、畠 大地作 902 番 1 地目は畠で、面積 5,454 m<sup>2</sup> のうち 1,800 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 27,000 円、10a 当たり 15,000 円です。貸付者は畠にお住まいの方 外 17 名の共有名義で、借受者は畠の法人です。設定の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、八幡 上浜田 143 番 1 地目は田で、面積 2,150 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 90 kg、10a 当たり 42

kgです。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年5月1日から令和12年5月31日までの7年1ヶ月で、再設定です。

整理番号14 所在地は、山荻 八反原86番外2筆 地目は田で、合計面積1,999m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は下真倉にお住まいの方、借受者は山荻の方です。設定の期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号15 所在地は、八幡 上浜田126番外1筆 地目は田で、合計面積1,767m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は米90kg、10a当たり51kgです。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は湊の方です。設定の期間は令和5年5月1日から令和5年12月31日までの8ヶ月で、再設定です。

以上15案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の10ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、犬石 東蒲生173番1外3筆 地目は畠で、合計面積4190.26m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が農地法5条による農地転用の申請を行うためとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

以上で、第4回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉会

15時50分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 關田 安保

館山市農業委員会委員 杉田 恒雄

館山市農業委員会委員 川名 泰一